

今後の相続対策・タックスプランニングと相続人への説明のあり方

税理士 白井 一馬

#令和4年4月19日最高裁判決 #相続対策 #タックスプランニング

ポイント

- 1 令和4年4月19日最高裁判決は実務に重要な影響がある。

sample

sample

sample

ることが不可

欠である。

I 最高裁判決が実務に及ぼす影響

税理士は認識を変えるべきか～今後、相続直前に購入した不動産に相続税評価をするのはリスクがあると考えるべきか

令和4年4月19日の最高裁判決で実務は変わるのか。この事例そのものは極端

け止める実務

確認してま

乙物件を借入

sample

sample

sample

歳で死亡した。相続税の申告においては、小規模宅地等特例の適用後の課税価格と、本件借入金との差額6億5,900万円が他の財産から圧縮された。相続人は、平成25年3月に、乙物件を5億1,500万円で売却した。財産評価通達による路線価評価等による評価が否認

sample

sample

sample

は、その評価額と、同一の路線価を適用した評価額とを比較し、その差額が借入金の額を超えている場合には、借入金の額を控除した評価額を課税価格とする。また、借入金の額が借入金の額を超えている場合には、借入金の額を課税価格とする。このように、借入金の額が借入金の額を超えている場合には、借入金の額を課税価格とする。このように、借入金の額が借入金の額を超えている場合には、借入金の額を課税価格とする。